

豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例をここに公布する。

平成31年3月27日

豊橋市長 佐原 光 一

### 豊橋市条例第3号

#### 豊橋市自転車の快適で安全な利用の推進に関する条例

##### (目的)

第1条 この条例は、市民生活における自転車の快適で安全な利用の推進に関し、基本理念を定め、及び市、自転車利用者等の責務等を明らかにすることにより、自転車の快適で安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進するとともに、自転車の交通の安全及び安心の確保並びにその利用の拡大を図り、もって環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、市民の健康の増進等に資することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 市内で自転車を利用する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住、通勤又は通学をしている者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 自転車関係団体 自転車の小売りを業とする者（以下「自転車小売業者」という。）が加入する団体、自転車利用者に係る競技等の開催のために組織する団体等をいう。
- (6) 自転車小売業者等 事業者のうち、自転車小売業者及び自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）をいう。
- (7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の快適で安全な利用の推進は、自転車の利用が環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、市民の健康の増進等に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

2 自転車の快適で安全な利用の推進は、交通の安全及び安心の確保を図りつつ、自転車が通勤、通学等の移動手段のほか、レクリエーション等の手段としても用いられ、その利用の拡大が図られることにより行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の快適で安全な利用の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、市民、事業者及び自転車関係団体（以下「市民等」という。）並びに国及び県と緊密な連携を図るものとする。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、基本理念にのっとり、自転車の快適で安全な利用に関する知識及び技能を習得するよう努めるものとする。

2 自転車利用者は、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行すること等により自転車を安全に利用しなければならない。

- (1) 歩道又は路側帯と車道の区別のある道路を通行する場合には、車道を通行すること。
- (2) 車道を通行する場合には、左側端に寄って通行すること。
- (3) 歩道を通行することが認められている場合には、歩行者の通行を優先するとともに、歩道の車道寄りの部分を徐行等を行うこと。
- (4) 路側帯を通行することが認められている場合には、道路の左側部分の路側帯を歩行者の通行を妨げないような速度及び方法で通行すること。
- (5) 酒気を帯びて運転をしないこと。
- (6) 愛知県公安委員会が定める乗車人員を遵守して運転をすること。
- (7) 他の自転車との並進その他の歩行者、自転車及び自動車等（道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の通行の妨げとなるような運転をしないこと。
- (8) 夜間は、前照灯をつけて運転をすること。
- (9) 信号機、道路標識及び道路標示を遵守するほか、状況に応じて一時停止又は徐行をする等、安全を確認して運転をすること。

(10) 携帯電話その他の携帯端末、イヤホン（補聴器を除く。）又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。

3 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。

4 自転車利用者は、自転車の定期的な点検及び整備をするよう努めるとともに、自転車の側面に反射器材を装着するよう努めるものとする。

5 自転車利用者は、自転車の2箇所を施錠する等盗難を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（自動車等の運転者の責務）

第6条 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮しなければならない。

（市民の責務）

第7条 市民は、基本理念にのっとり、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、自転車の快適で安全な利用の推進に関する理解を深めるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の快適で安全な利用の推進を図るよう努めるものとする。

（自転車関係団体の役割）

第9条 自転車関係団体は、基本理念にのっとり、自転車の快適で安全な利用の推進に関する活動を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

（自転車小売業者等の役割）

第10条 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）に対し、防犯登録（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。）及び施錠の必要性を説明するよう努めるものとする。

2 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、乗車用ヘルメットの着用、自転車の定期的な点検及び整備その他の自転車の快適で安全な利用の推進に関する事項について必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

3 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の快適で安全な利用の推進に関する事項について必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

（市の施策への協力）

第11条 市民等は、市が実施する自転車の快適で安全な利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本施策)

第12条 市は、市民等並びに国及び県との連携により、次に掲げる基本施策を推進するものとする。

- (1) 市が管理する道路の保全並びに自転車が通行する空間及び駐輪環境の整備に関すること。
- (2) 自転車の快適で安全な利用に係る支援及び普及啓発に関すること。
- (3) 自転車を活用した環境への負荷の低減を図るための取組に関すること。
- (4) 災害時における自転車の有効活用に関すること。
- (5) 自転車を活用した地域づくり及び健康づくりの推進に関すること。
- (6) 自転車の安全な利用に関する交通安全教育（以下「自転車交通安全教育」という。）に関すること。
- (7) 自転車損害賠償保険等への加入、自転車の施錠等の普及啓発に関すること。

(自転車交通安全教育の推進等)

第13条 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）の長は、その在籍する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動又は通勤のために自転車を利用する従業員に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に係る普及啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

(自転車損害賠償保険等への加入促進)

第14条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加している場合は、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外

の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。

3 事業活動のために自転車を利用する事業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。

4 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に係る普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第14条（第4項を除く。）の規定は、平成31年10月1日から施行する。